

議案第 23 号

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正について

次のとおり三朝町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

平成 20 年 3 月 10 日

三朝町長 吉 田 秀 光

三朝町条例第 号

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

三朝町介護保険条例の一部を改正する条例（平成 18 年三朝町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項号を除く。）に改める。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p><u>（平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度における保険料率の特例）</u></p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の一部を改正する政令（平成 19 年政令第 365 号）による改正後の平成 18 年介護保険等改正令（以下この項において「新平成 18 年介護保険等改正令」という。）附則第 4 条第 1 項第 5 号又は第 6 号のいずれかに該当する第 1 号被保険者の平成 20 年度の保険料率は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第 1 号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p><u>（平成 18 年度及び平成 19 年度における保険料率の特例）</u></p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 略</p>

- (1) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号又は同条第2号に該当するもの 43,800円
- (2) 第2条第4号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 48,000円
- (3) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(新平成18年介護保険等改正令附則第4条第1項第5号に該当する者(以下この項において「第5号該当者」という。)に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第1号又は同条第2号に該当するもの 52,800円
- (4) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第3号に該当するもの 57,000円
- (5) 第2条第5号に該当する者であつて、その者の属する世帯の世帯主及びすべての世帯員(第5号該当者に限る。)が平成20年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていないものとした場合、第2条第4号に該当するもの 61,200円

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。